

第64回 定時株主総会 招集ご通知

2025年4月1日 ▶ 2026年3月31日

開催日時

2026年6月18日（木）午後2時

開催場所

東京都千代田区九段南1丁目6番5号
ミスミグループ本社（九段会館テラス14階）

目次

第64回定時株主総会招集ご通知	2
株主総会参考書類	8
第1号議案 剰余金の配当の件	
第2号議案 取締役9名選任の件	
事業報告	18
連結計算書類	41
計算書類	44
監査報告書	47

株式会社 ミスミグループ本社

証券コード：9962

株主総会終了後に事業説明会（約30分）を開催いたします。
ご来場された株主さまへのお土産の配布はございません。
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

株主の皆さまへ



代表取締役社長

清水 新

株主の皆さまには、平素より格別のご支援を賜り、心より御礼申しあげます。本年4月1日より、代表取締役社長に就任いたしました清水新でございます。創業以来培ってきたケイパビリティを大切にしながら、新たな成長に向けて全力で取り組んでまいります。

世界経済は、各国の通商政策の動向や地政学リスクの高まり、エネルギー価格・物価動向、金利や為替の変動など、先行き不透明な状況が続いています。一方、テクノロジーの観点では、生成AIの登場が社会・企業・人の行動に大きな影響を及ぼしつつあり、ものづくり産業ではデジタルものづくりへの進化が加速し、FAや自動車産業の先にある新しい市場への注目が高まっています。こうした変化の中で、当社グループに求められる役割と機会はますます大きくなっていると認識しております。

私たちは、お客さまを深く理解することを出発点に、ITやAIといったデジタルテクノロジーを活かしたプロセス革新というアプローチで、部品調達における工数削減・確実短納期・安定供給の実現を進めております。

ものづくりを取り巻く変化を確実に捉えるべく、これまでに築いてきた商品・サービス・事業基盤をフルポテンシャルにするとともに、グローバル展開とデジタルものづくりへのシフト、さらにAIで広がる新しい市場のエコシステムへの参画を着実に進めてまいります。

これからも変わらぬご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

証券コード 9962
2026年6月2日

株 主 各 位

東京都千代田区九段南1丁目6番5号
株式会社ミスミグループ本社
代表取締役社長 清水 新

第64回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第64回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.misumi.co.jp/ir/stock/syousyu.html>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記の東証ウェブサイトへアクセスの場合は、「銘柄名（会社名）」欄に「ミスミグループ本社」または「コード」欄に「9962」（半角）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」の順に選択して、ご覧ください。

なお、当日のご出席に代えて、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえご返送いただくか、議決権行使書用紙に記載の当社議決権行使サイトにアクセスしインターネットにより行使いただくか、いずれかの方法により議決権を行使することができます。**お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2026年6月17日（水）午後5時までに、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。**

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月18日(木) 午後2時(受付開始 午後1時)
2. 場 所 東京都千代田区九段南1丁目6番5号
ミスミグループ本社(九段会館テラス14階)

株主総会終了後に事業説明会(約30分)を開催いたします。

3. 目的事項

- 報告事項** 1. 第64期(2025年4月1日から2026年3月31日まで)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第64期(2025年4月1日から2026年3月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の配当の件
第2号議案 取締役9名選任の件

4. 議決権の行使についてのご案内


- (1) インターネットにより議決権を行使される場合
5頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧のうえ、インターネットにより当社指定の議決権行使サイト(<https://evote.tr.mufg.jp/>)にアクセスしていただき、2026年6月17日(水)午後5時までに議決権をご行使ください。
- (2) 郵送により議決権を行使される場合
同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2026年6月17日(水)午後5時までに到着するようご返送ください。
なお、各議案につき賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。
- ◎書面交付請求をされた株主さまへご送付している書面には、法令および当社定款の規定に基づき、次の事項につきましては記載しておりません。なお、会計監査人および監査役は、次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
- ・事業報告の「新株予約権等に関する事項」
 - ・連結計算書類の「連結注記表」
 - ・計算書類の「個別注記表」
- ◎株主総会決議の結果は当社ウェブサイト(<https://www.misumi.co.jp/ir/stock/meeting>)に掲載させていただきます。

議決権行使方法のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。




**株主総会に
ご出席する方法**

当日ご出席の際は、お手数ながら、議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

2026年6月18日（木）
午後2時




**インターネットで
行使する方法**

次頁の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2026年6月17日（水）
午後5時入力完了分まで



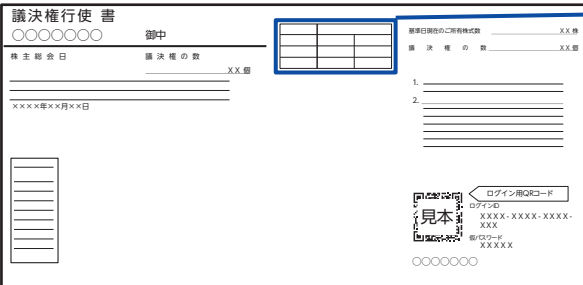
**書面（郵送）で
行使する方法**

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入のうえ、ご返送ください。

行使期限

2026年6月17日（水）
午後5時到着分まで

議決権行使書のご記入方法のご案内



議決権行使書
〇〇〇〇〇〇〇〇 御中

株主総会日 議決権の数 XXX股

議案日欄のご用紙様式 〇〇〇株
議決権の数 XXX股

1. _____
2. _____

ログイン用QRコード
〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇-
〇〇〇〇
〇〇〇〇-〇〇
〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に〇印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に〇印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に〇印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に〇印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に〇印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

議決権行使の取り扱いについて

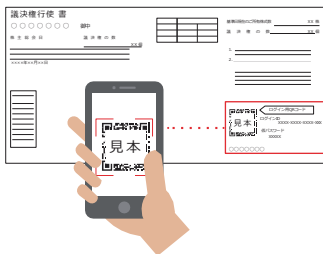
- インターネットと書面（郵送）により、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- インターネットにより、複数回数にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効として取り扱わせていただきます。
- ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1. 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

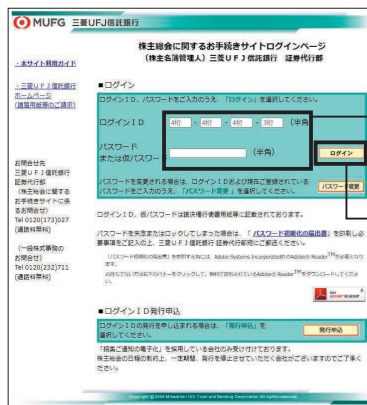
2. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

1. 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
2. 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・
仮パスワード」
を入力

「ログイン」を
クリック

3. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 午前9時~午後9時)

機関投資家の皆さまは、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

インターネットによるライブ配信のご案内

当社の株主総会および事業説明会をご自宅等で視聴していただけるように、インターネットによるライブ配信を以下のとおり行います。

株主総会および事業説明会へご出席される株主さまへのご案内

株主さまのプライバシーに配慮いたしまして、中継の映像は議長席および役員席付近のみとさせていただきますが、やむを得ず、ご出席の株主さまが映ってしまう場合がございますので、予めご了承ください。

配信日時

2026年6月18日 (木)
午後 2 時～事業説明会終了時刻

※ライブ配信の視聴ページは、開始時刻30分前の午後 1 時30分頃からアクセスできるようになります。

ご視聴の方法

1. 以下のいずれかの方法でサイトにアクセスしてください。

①議決権行使書裏面に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォン等で読み取ります。
ログインIDとパスワードの入力を省略してログインすることができます。

②以下のURLを直接ご入力いただくか、QRコードを読み取るかの方法で、株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」(以下、「本ウェブサイト」)へアクセスします。ログインIDおよびパスワードを入力し、利用規約をご確認のうえ、「利用規約に同意する」にチェックを入れましたら、「ログイン」ボタンをクリックしてください。

URL

<https://engagement-portal.tr.mufg.jp/>



※「ログインID」と「パスワード」は、議決権行使書を投函される前に必ずお手元にお残してください。
※本ウェブサイトは、「議決権行使ウェブサイト」とは異なります。

例

《 ログインID : 9999-9999-9999-999 《
《 パスワード : 999999 《



- ログイン後の画面に表示されている「当日ライブ視聴」ボタンをクリックして、当日ライブ視聴等に関するご利用規約をご確認のうえ、「利用規約に同意する」にチェックを入れましたら、「視聴する」ボタンをクリックしてください。
- 当日ライブ視聴ページが表示されます。

視聴環境テストの方法

Engagement Portal内の「視聴環境テストサイト」にて、ご確認いただくことが可能です。

ライブ配信ご視聴にあたってのご注意事項

- (1) ライブ配信を視聴していただくことは、会社法上、株主総会への出席とは認められないため、ライブ配信をご視聴される株主さまは、当日会場にご出席いただく場合と異なり、議決権の行使やご質問を含めた一切のご発言を行うことができません。
- (2) 議決権の行使は行使期限にご留意いただき、議決権行使書の郵送や5頁でご案内しているインターネットによる議決権行使、または委任状等で代理権を授与する代理人による当日のご出席をお願いいたします。
- (3) ご使用の機器およびインターネットの接続環境ならびに回線の状況等により、映像や音声に不具合が生じたり、ご視聴いただけない場合がありますので、予めご了承ください。
- (4) ご視聴いただく場合の費用（インターネット接続料金、通信料金等）は株主さまのご負担となります。
- (5) ライブ配信の撮影、録画、録音、保存およびSNS等での公開等は固くお断りいたします。
- (6) ご視聴は、株主さまご本人のみに限定させていただきます。
- (7) 同封の議決権行使書を紛失された場合、【ライブ配信に関するお問い合わせ】にて再発行のご依頼を承ります。ただし、株主総会開催日の約1週間前を経過した場合等、お問い合わせをいただきましたタイミングによっては再発行をお受けできない場合がございますのでご了承ください。

ライブ配信に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

TEL 0120-676-808 (通話料無料/受付時間 土・日・祝日を除く午前9時～午後5時)

※ただし株主総会当日は午前9時～事業説明会終了

第1号議案 剰余金の配当の件

当社グループは、社員の挑戦を起点として、顧客であるものづくり産業の持続的成長へ貢献し、社会の持続的発展を支える成長連鎖経営を志向しております。この実現に向けて、地域・事業・新商品・新サービス開発等へ積極的な成長投資を行い、顧客時間価値向上に貢献する事業モデルの進化に取り組んでおります。また、持続的な企業価値向上の実現に向けて、更なる資本効率向上に注力し、エクイティスプレッドの拡大を目指しております。そのため、中長期視点での成長投資と株主の皆さまへの還元は、バランスをとりながら実施してまいります。

配当につきましては、経営基盤拡充、財務状況、資本効率の向上なども勘案し、配当性向35%を目安としていることから、当期の期末配当につきましては、以下のとおり1株当たり34.96円とさせていただきますと存じます。

なお、年間配当金は、2025年12月9日に実施した1株につき18.02円（総額4,900,068,895円）の間配当と合わせ、前期より9.77円増加の1株当たり52.98円となります。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式 1株につき34.96円 総額9,262,060,233円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2026年6月24日

第2号議案 取締役9名選任の件

現在の取締役10名は、本株主総会終結の時をもって全員任期満了となります。つきましては、1名減員し、社外取締役4名を含む取締役9名の選任をお願いするものであります。本議案の内容については、任意の指名・報酬委員会（委員の過半数は社外取締役）における審議を経て、取締役会において決定しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	当社グループにおける地位および担当	取締役会への出席状況
1	しみず あらた 清水 新	再任 代表取締役社長 株式会社ミスミ 代表取締役社長	14回／14回 (100%)
2	おおの りゅうせい 大野 龍隆	再任 取締役 取締役会議長	14回／14回 (100%)
3	かなたに ともき 金谷 知樹	再任 取締役 兼 専務執行役員	14回／14回 (100%)
4	しみず しげたか 清水 重貴	再任 取締役 兼 専務執行役員	14回／14回 (100%)
5	ジョ ショウジュン 徐 少淳	再任 取締役 兼 常務執行役員 株式会社ミスミ 中国リージョン・ハブ 代表役員 兼 アジアリージョン・ハブ 代表役員	14回／14回 (100%)
6	なかの よういち 中野 庸一	再任 筆頭社外取締役 兼 指名・報酬委員会委員長 社外	14回／14回 (100%)
7	すせき ともはる 栖関 智晴	再任 社外取締役 社外	14回／14回 (100%)
8	やの けいこ 矢野 圭子	再任 社外取締役 社外	14回／14回 (100%)
9	フィゲン ウルゲン Figen ULGEN	再任 社外取締役 社外	11回／11回 (100%)

候補者番号

1

再任

し みず あらた
清水 新
1972年6月1日生 男性



所有する当社の株式の数
42,100株

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1997年4月 アクセンチュア(株) 入社
2005年9月 同 エグゼクティブパートナー
2015年7月 同 戦略コンサルティング本部 統括本部長 執行役員
2017年3月 シーオス(株) 代表取締役副社長 C O O
2017年6月 (株)インターワークス(現 (株)コンフィデンス・インターワークス)
社外取締役
2017年9月 (株)トラスト・テック
(現 (株)オープンアップグループ) 社外取締役
2020年6月 (株)ミスミグループ本社 社外取締役
2021年6月 (株)ピー・アンド・イー・ディレクションズ 取締役
2024年6月 (株)ミスミグループ本社 専務取締役・C I O
2025年10月 同 取締役 兼 専務執行役員・C I O
2026年4月 同 代表取締役社長(現任)
同 (株)ミスミ 代表取締役社長(現任)

■ 取締役候補者とした理由

清水新氏は、長年の戦略コンサルタントおよび経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。これらの経験と見識を活かし、2024年6月より専務取締役・C I Oとして、経営の意思決定、監督を適切に行ってまいりました。2026年4月より代表取締役社長として、当社事業の一層のグローバル成長に向けて、当社グループを牽引しております。今後も更なる貢献が期待できるため、取締役候補者といたしました。

候補者番号

2

再任

おお の りゅう せい
大野 龍隆
1964年10月1日生 男性



所有する当社の株式の数
630,000株

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1987年4月 (株)ミスミグループ本社 入社
2002年4月 同 執行役員
2007年6月 同 取締役執行役員
2008年10月 (株)駿河生産プラットフォーム 代表取締役社長
同 (株)ミスミグループ本社 取締役常務執行役員
2011年1月 駿河精機(株) 代表取締役社長
2013年1月 (株)ミスミグループ本社 専務取締役
2013年12月 同 代表取締役社長
同 (株)ミスミ 代表取締役社長
2014年6月 (株)ミスミグループ本社 代表取締役社長 C E O
2020年2月 同 代表取締役社長
2026年4月 同 取締役 取締役会議長(現任)

■ 取締役候補者とした理由

大野龍隆氏は、12年以上にわたり当社代表取締役社長として当社グループをグローバルで更なる成長に導き、成長連鎖経営の実現に向けた戦略の策定と実行を牽引してまいりました。これらの経験と見識を活かし、2026年4月より取締役会議長として、経営に関する適切な助言および監督を行うとともに、取締役会の審議活性化に取り組んでおります。今後も更なる貢献が期待できるため、取締役候補者といたしました。

候補者番号

3

再任

かな たに とも き
金谷 知樹

1967年10月20日生 男性



■ 所有する当社の株式の数

68,400株

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1991年4月 勸角証券(株) 入社
1992年4月 (株)佐渡島 入社
2000年6月 (株)ミスミグループ本社 入社
2015年12月 (株)ミスミ 中国企業体 企業体社長
2020年7月 (株)ミスミグループ本社 常務執行役員
2020年10月 (株)ミスミ 中亜事業グループ統括
2021年6月 (株)ミスミグループ本社 常務取締役
2025年10月 同 取締役 兼 専務執行役員(現任)

■ 取締役候補者とした理由

金谷知樹氏は、当社グループの営業基盤の強化を行うなど事業に長く携わり、2015年12月よりグループ最大の海外市場である中国事業の責任者として、2020年10月より中亜事業グループ統括として、当社グループの成長を牽引してまいりました。これらの知見と経験を活かし、業務執行および経営の意思決定、監督を適切に行っております。今後も更なる貢献が期待できるため、取締役候補者となりました。

候補者番号

4

再任

し みず しげ たか
清水 重貴

1971年11月28日生 男性



■ 所有する当社の株式の数

82,600株

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1995年4月 大倉商事(株) 入社
1999年4月 (株)ミスミグループ本社 入社
2015年12月 (株)ミスミ アジア企業体 企業体社長
2020年7月 (株)ミスミグループ本社 常務執行役員
2020年10月 (株)ミスミ IM企業体 企業体社長
2021年6月 (株)ミスミグループ本社 常務取締役
2022年4月 (株)ミスミ 日本企業体 企業体社長
2025年10月 (株)ミスミグループ本社 取締役 兼 専務執行役員(現任)

■ 取締役候補者とした理由

清水重貴氏は、当社グループの中国事業の立上げの中核を担うなど事業に長く携わり、2015年12月よりアジア企業体の責任者として、2022年4月より日本企業体社長として、当社グループの成長を牽引してまいりました。これらの知見と経験を活かし、業務執行および経営の意思決定、監督を適切に行っております。今後も更なる貢献が期待できるため、取締役候補者となりました。

候補者番号

5

再任

ジョ ショウ ジュン
徐 少 淳

1964年1月28日生 女性



■ 所有する当社の株式の数

49,100株

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1988年9月 中国・上海商業局 財務処
1996年9月 伊藤忠(中国)集团有限公司 中国投資部主任
1998年8月 パナソニック電工(中国)有限公司 財務部長
2012年5月 ミスミ(中国)精密機械貿易有限公司 入社
2021年10月 ミスミ(中国)精密機械貿易有限公司 董事長(現任)
2022年6月 (株)ミスミグループ本社 取締役
2025年4月 (株)ミスミ 中国企業体 企業体社長
2025年10月 (株)ミスミグループ本社 取締役 兼 常務執行役員(現任)
同 (株)ミスミ 中国リージョン・ハブ 代表役員 兼 アジアリージョン・ハブ 代表役員(現任)

■ 取締役候補者とした理由

徐少淳氏は、中国の官庁および複数の日本企業における中国事業の経験を有しており、2021年10月より当社グループの現地法人であるミスミ(中国)精密機械有限公司の董事長として、グループ最大の海外市場である中国事業の成長に貢献してまいりました。また、2025年10月より中国リージョン・ハブおよびアジアリージョン・ハブ代表役員として、当社グループの成長に貢献しており、これらの知見と経験を活かし、グローバル視点での業務執行および経営の意思決定、監督を適切に行っております。今後も更なる貢献が期待できるため、取締役候補者いたしました。

候補者番号

6

再任

社外

なか の よう いち
中 野 庸 一

1960年4月26日生 男性



■ 所有する当社の株式の数

0株

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1990年5月 世界銀行グループ 国際金融公社 投資本部 入社
1996年6月 マッキンゼー・アンド・カンパニー・インコーポレイテッド・ジャパン 入社
2003年6月 縄文アソシエイツ(株) エグゼクティブ サーチコンサルタント
2011年8月 ハイドリック・アンド・ストラグルズ ジャパン合同会社
リーダーシップ・コンサルティング部門 パートナー
2013年1月 同 エグゼクティブ・サーチ部門 パートナー
2016年2月 (株)中野 代表取締役社長(現任)
2019年6月 (株)ミスミグループ本社 社外取締役
2024年6月 同 筆頭社外取締役 兼 指名・報酬委員会委員長(現任)
2026年5月 日本高圧電気(株) 社外取締役(2026年5月就任予定)

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

中野庸一氏は、2019年6月より当社の社外取締役として積極的に意見、助言をいただくとともに、独立した立場から当社グループ経営を監督いただいております。引き続き、同氏が有するグローバルでの金融、コンサルティング、エグゼクティブ・サーチなど様々な業種での豊富な経験と経営者の人材開発についての幅広い見識を活かし、当社グループ経営の強化に向け適切な助言および監督を行っていただくことが期待できるため、社外取締役候補者いたしました。

候補者番号

7

再任

社外

す せき とも はる
栖 関 智 晴

1957年2月18日生 男性



所有する当社の株式の数

0株

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1979年4月 住友電気工業(株) 入社
 1997年1月 (株)レイケム 取締役
 2001年11月 タイコエレクトロニクスレイケム(株) 代表取締役
 2003年4月 (株)ディーアンドエムホールディングス 執行役
 2004年11月 (株)OCC 代表取締役社長 兼 CEO
 2007年3月 スミダコーポレーション(株) 執行役 COO
 2010年9月 同 代表執行役社長
 2020年3月 同 取締役 リスクマネージメント委員会議長
 2021年3月 同 指名委員 兼 報酬委員
 2021年6月 (株)ミスミグループ本社 社外取締役(現任)
 2026年3月 (株)キッツ 社外取締役(現任)

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

栖関智晴氏は、2021年6月より当社の社外取締役として積極的に意見、助言をいただくとともに、独立した立場から当社グループ経営を監督いただいております。引き続き、同氏が有するエレクトロニクス業界を中心とした複数のグローバル企業における経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かし、当社グループの経営の強化に向け適切な助言および監督を行っていただくことが期待できるため、社外取締役候補者としていたしました。

候補者番号

8

再任

社外

や の けい こ
矢 野 圭 子

1958年12月18日生 女性



所有する当社の株式の数

0株

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1981年4月 東洋工業(株) (現 マツダ(株)) 入社
 1988年1月 Ford自動車 (日本) (株) 入社
 2000年7月 (株)日本クライメイトシステムズ出向 常務取締役・経営企画室長
 2005年11月 ビステオン・ジャパン(株) Sales Director
 2011年12月 (株)日本クライメイトシステムズ出向 常務取締役・経営企画室長
 2012年9月 Johnson Controls Inc. Mazda General Manager
 2014年7月 Visteon Corporation Sales Director
 2020年10月 同 Vice President
 同 ビステオン・ジャパン(株) 代表取締役
 2024年6月 (株)ミスミグループ本社 社外取締役(現任)

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

矢野圭子氏は、2024年6月より当社の社外取締役として積極的に意見、助言をいただくとともに、独立した立場から当社グループ経営を監督いただいております。引き続き、同氏が有する自動車および自動車部品業界における、日米の合弁会社を含む複数のグローバル企業の経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かし、当社グループの経営強化に向け適切な助言および監督を行っていただくことが期待できるため、社外取締役候補者としていたしました。

候補者番号

9

再任

社外

フィゲン

ウルゲン

Figen ULGEN

1966年12月6日生 女性



■ 所有する当社の株式の数

0株

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1991年9月 (株)ジャストシステム 入社
1996年9月 Motorola Lexicus Inc.(米国) 入社
1999年9月 McKinsey & Company, Inc.(米国) 入社
2002年4月 Microsoft Corporation(米国) Director
2012年12月 同 Senior Director
2014年11月 Intel Corporation(米国) General Manager
2019年3月 Woolworths New Zealand Limited
Head of Data & Analytics
2021年2月 Z Energy Limited(NZ) Chief Customer Officer
2022年7月 LINE(株) (現 Z中間グローバル(株)) Global Chief Data Officer
2024年4月 第一生命ホールディングス(株) (現 (株)第一ライフグループ)
専門役員 Group Chief Data and AI Officer
2025年4月 同 執行役員 Group Chief Data and AI Officer(現任)
2025年6月 (株)ミスミグループ本社 社外取締役(現任)

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

フィゲン・ウルゲン氏は、2025年6月より当社の社外取締役として積極的に意見、助言をいただくとともに、独立した立場から当社グループ経営を監督いただいております。引き続き、同氏が有するグローバル企業でのデータサイエンス、データガバナンスおよびAI領域を含む情報技術のビジネス活用に関する豊富な経験と幅広い見識を活かし、当社グループの経営強化に向け適切な助言および監督を行っていただくことが期待できるため、社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
- (1) 中野庸一氏は、日本高圧電気(株)の社外取締役役に就任予定であり、当社と同社の間には製品の販売等の取引関係がありますが、2025年度の取引額は、当社の連結売上高の0.1%未満であります。
 - (2) 柗関智晴氏は、(株)キッツの社外取締役であり、当社と同社の間には製品の販売等の取引関係がありますが、2025年度の取引額は、当社の連結売上高の0.1%未満であります。
2. 当社は、すべての取締役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役役に就任した場合、各氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当社は、当該保険契約を任期中に同様の内容で更新することを予定しております。
3. 社外取締役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
- (1) 取締役候補者中野庸一、柗関智晴、矢野圭子およびフィゲン・ウルゲンの各氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号の社外取締役候補者であります。
 - (2) 当社は、取締役候補者中野庸一、柗関智晴、矢野圭子およびフィゲン・ウルゲンの各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 - (3) 社外取締役役に就任してからの年数について
 - ①中野庸一氏は、現在当社の社外取締役であり、社外取締役としての就任期間は、2019年6月から本株主総会終結の時をもって約7年間であります。
 - ②柗関智晴氏は、現在当社の社外取締役であり、社外取締役としての就任期間は、2021年6月から本株主総会終結の時をもって約5年間であります。
 - ③矢野圭子氏は、現在当社の社外取締役であり、社外取締役としての就任期間は、2024年6月から本株主総会終結の時をもって約2年間であります。
 - ④フィゲン・ウルゲン氏は、現在当社の社外取締役であり、社外取締役としての就任期間は、2025年6月から本株主総会終結の時をもって約1年間であります。
 - (4) 社外取締役の取締役会出席状況について
 - ①中野庸一氏は、当事業年度開催の取締役会14回のうち14回に出席し、主に経営者としての専門的見地から議案・審議等につき適宜質問、助言を行っております。
 - ②柗関智晴氏は、当事業年度開催の取締役会14回のうち14回に出席し、主に経営者としての専門的見地から議案・審議等につき適宜質問、助言を行っております。
 - ③矢野圭子氏は、当事業年度開催の取締役会14回のうち14回に出席し、主に経営者としての専門的見地から議案・審議等につき適宜質問、助言を行っております。
 - ④フィゲン・ウルゲン氏は、2025年6月19日の就任後に開催された当事業年度の取締役会11回のうち11回に出席し、主にデータおよびA I領域における専門的知見に基づき、議案・審議等につき適宜質問、助言を行っております。
4. 社外取締役との責任限定契約について
当社と中野庸一、柗関智晴、矢野圭子およびフィゲン・ウルゲンの各氏との間においては責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1千万円または法令が規定する金額のいずれか高い額としております。各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。
5. 指名・報酬委員会について
当社は任意の委員会として、取締役の評価・報酬の決定および選解任、ならびに、代表取締役の後継者計画等について審議を行う指名・報酬委員会を設置しております。各社外取締役候補者の選任が承認された場合、当社の指名・報酬委員会は、社外取締役が過半数を占める構成となる予定であります。
6. (株)ミスミグループ本社は、1989年5月に三住商事(株)から(株)ミスミへ商号変更し、2005年4月に(株)ミスミから(株)ミスミグループ本社へ商号変更しております。また、現(株)ミスミは、2005年4月に現(株)ミスミグループ本社から会社分割の方法により全事業を承継して設立されたものであります。
7. (株)駿河生産プラットフォームは、2011年1月に駿河精機(株)から(株)駿河生産プラットフォームへ商号変更しております。また、現(株)駿河精機(株)は、2011年1月に現(株)駿河生産プラットフォームから会社分割の方法により同社の光関連機器、F A関連部品等の販売事業であるO S T事業を承継して設立されたものであります。

(ご参考)

取締役および監査役のスキル・マトリックス

当社グループの経営戦略に照らして取締役および監査役が備えるべきスキル等を特定したうえで、各取締役・監査役の知識・経験・能力等を一覧化したスキル・マトリックスを作成し、開示しております。

第2号議案が承認された場合、当社の取締役会および監査役会は以下のスキルを有するメンバーにより構成されることとなります。

氏名	地位	企業経営	事業戦略	グローバル (海外事業統括、 現法マネジメント等)	AI・DX	製造・ オペレーション (物流・CS等)	組織・ 人事戦略	財務・会計	ESG・リスク マネジメント・法務
清水 新	代表取締役	○	○	○	○	○			
大野 龍隆	取締役	○	○	○	○	○			
金谷 知樹	取締役		○	○	○	○			
清水 重貴	取締役		○	○	○	○			○
徐 少淳	取締役			○			○	○	○
中野 庸一	社外取締役	○		○			○	○	
栖関 智晴	社外取締役	○		○		○			○
矢野 圭子	社外取締役	○	○	○			○		
Figen ULGEN	社外取締役			○	○	○			○
男澤 一郎	常勤監査役	○		○				○	○
青野 奈々子	社外監査役	○						○	
市川 静代	社外監査役	○							○

※男性7名／女性5名、日本国籍10名／外国籍2名

※本株主総会終結の時をもって取締役西本甲介氏は任期満了で退任となります。

※本株主総会終結の時をもって監査役和田高明氏は任期満了で退任し、当社の監査役は常勤監査役1名、社外監査役2名となります。

社外取締役・社外監査役の独立性基準

当社は、一般の株主さまと利益相反が生じるおそれのない方を社外取締役・社外監査役の候補者とします。そのため、候補者は東京証券取引所が定める独立役員の基本を満たすこととし、少なくとも以下の各号に該当しないことを要件とします。

1. 当社を主要な取引先とする者またはその業務執行者
2. 当社の主要な取引先またはその業務執行者
3. 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他財産を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家または弁護士等の法律専門家（当該財産を得ている者が法人等の団体である場合は当該団体に所属する者）
4. 過去1年間において、上記1.から3.に該当する者
5. その他、当社と利益相反関係が生じ得る特段の事由が存在する者
6. 上記1.から5.に該当する者の配偶者または二親等内の親族

以上

事業報告 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における世界経済は、アメリカの関税政策やそれに伴う各国への影響、地政学リスクの高まりなど先行き不透明な状況が継続しました。これにより主要顧客産業である自動車関連の稼働も膠着状態が続きました。一方、中国・アジアを中心に、通信関連や半導体関連向けの需要は堅調に推移しました。

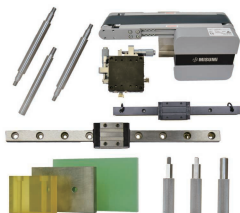
こうした環境において、当社はメーカー事業と流通事業を併せ持つユニークな業態を活かしています。これを支える事業基盤をグローバルで進化させ、顧客の确实短納期ニーズに応えることで世界の製造業を中心とした自動化関連産業に貢献しています。

これまで当社が築いてきたIT、生産、物流の強固な事業基盤やグローバル拠点網を活用しながら、新商品・新サービスを含む新事業開発を継続し、顧客の需要を的確に捉えることに努めましたが、一部地域においてはアメリカの関税政策による需要低迷の影響を受けました。

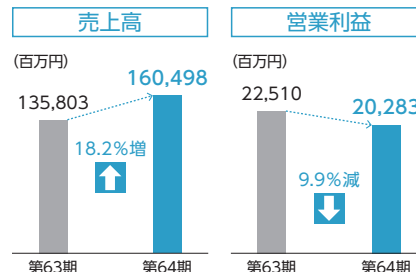
この結果、連結売上高は441,383百万円(前年同期比9.8%増)となりました。利益面につきましては、独自施策による数量増等が、持続的成長に向けた施策に関わる支出および7月からFictiv Inc.の業績を連結範囲に含めた影響を吸収し、営業利益は47,613百万円(前年同期比2.4%増)、経常利益は49,095百万円(前年同期比1.6%減)となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、米国における連結納税制度の導入に伴い、繰越欠損金に係る繰延税金資産を計上したこと等により法人税等調整額が減少したため、40,457百万円(前年同期比10.7%増)となりました。

報告セグメントの業績

F A 事業



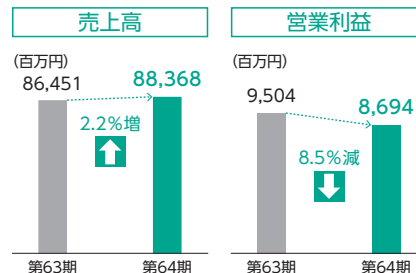
F A 事業は、日本の設備投資需要の低調が継続した一方、中国の通信関連需要の攻略をはじめ、meviy、エコノミーシリーズ、D-JIT等の独自施策による需要獲得により海外地域が総じて堅調に推移したことから、売上高は160,498百万円（前年同期比18.2%増）となりました。また、営業利益はM&A関連費用に加え、Fictiv Inc.の業績を連結対象とした影響もあり、20,283百万円（前年同期比9.9%減）となりました。



金型部品事業



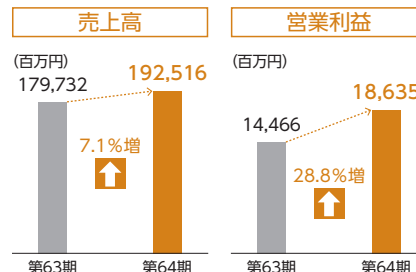
金型部品事業は、中国・アジアの堅調な成長が、需要低迷で弱含むその他地域をカバーし、売上高は88,368百万円（前年同期比2.2%増）、一方、営業利益においては、米州・欧州が自動車低迷の影響を受け、8,694百万円（前年同期比8.5%減）となりました。



VONA 事業



VONA 事業は、ミスミブランド以外の他社製品も含めた製造・自動化関連設備部品、MRO（消耗品）等間接材を販売するミスミグループの流通事業です。全地域で総じて堅調に推移し、売上高は192,516百万円（前年同期比7.1%増）、営業利益は18,635百万円（前年同期比28.8%増）となりました。



(2) 設備投資および資金調達状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資は、全体で14,288百万円でした。その主な内容はシステム関連投資、生産設備投資および物流拠点投資であります。これらに要する資金は自己資金にて充当しております。なお、設備の売却、除却等については重要なものではありません。

(3) 対処すべき課題

世界経済および日本経済は、中東情勢の緊迫化に伴うエネルギー価格の上昇、各国の通商政策の変動、地政学的分断の進行等により、成長の減速とインフレ圧力の高まりが懸念されるなど、先行き不透明な状況が続いています。一方で、ものづくり産業においては、自動化・省力化、デジタル化、サプライチェーンの強靱化に対するニーズが中長期的に高まっています。当社グループは、このような事業環境のもと、お客様に最適な価値の提供を行うことを軸として、持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向け、以下の課題に取り組んでまいります。

①事業領域の拡大とFictivとのシナジー創出

当社グループは、メーカー事業と流通事業を併せ持つ強みを活かし、海外展開の推進および成長産業への参入を通じて、事業領域の拡大を図ってまいります。昨年6月に買収したFictiv社と当社グループの顧客基盤、供給基盤、技術・データ基盤その他の経営資源を有効に活用し、標準品からマスカスタム品・カスタム品までの一貫したサービス提供体制の構築を進めることにより、提供価値の向上を図ってまいります。

②デジタルモデルシフトの加速

当社グループは、見積、受発注、調達、生産および物流の各プロセスにおける効率化を進めることにより、「確実短納期」と「工数削減」の両面から、お客様のものづくりを支えてまいりました。今後は、AIの活用やIT基盤の高度化を通じて、既存事業の効率化およびサービス水準の向上を進めるとともに、各地域・各市場に適したデジタルモデルの展開を加速してまいります。これにより、お客様との接点の一層の高度化を図るとともに、設計・購買・生産現場の各局面における利便性向上を通じて、提供価値の更なる向上と競争力の強化に努めてまいります。

③持続的成長を支える経営基盤の強化

持続的な成長の実現に向けては、社員一人ひとりの挑戦を起点として、個人と会社、ものづくり産業、社会がともに成長・発展する成長連鎖経営、迅速かつ適切な意思決定を可能とする経営体制、ならびに持続可能なバリューチェーンの構築が重要であると認識しております。当社グループは、社員にとって「Best Place To Grow」であることを目指し、挑戦と成長を後押しする組織づくりと人材育成を進めるとともに、経営の優先課題に基づき、持続可能な価値創造を支える経営基盤の充実を図ってまいります。これらに繋がる当社グループのサステナビリティに関する考え方、取り組みについては、次頁以降をご参照ください。

(ご参考)

サステナビリティに関する考え方

当社グループは社員の挑戦を起点とした成長連鎖経営を志向しています。社員の挑戦により向上した「顧客時間価値」により、顧客が栄え、社会が栄え、さらに社員も栄える成長連鎖を目指しています。

当社グループは顧客・サプライヤーの「あらゆるムダの排除」によりものづくり産業の非効率解消に貢献しています。ものづくり産業は様々な社会活動の自動化・省力化などを実現し、社会の持続的発展に不可欠なものとして寄与しています。社会の持続的発展が産業界の需要を創出し、新たな事業機会の創出にも繋がります。

この循環の確立に貢献することで社会、産業界の持続的発展を支え、当社グループ自身の持続的成長に繋がっていきたいと考えています。

サステナビリティに関する取り組み

●気候変動対応

当社グループは事業活動を通じて地球温暖化防止などの気候変動対策に取り組んでおります。また気候変動が事業に与えるリスクと機会の適切な把握・管理に努めています。

2050年にカーボンゼロを実現するために、2030年度の温室効果ガス排出量（スコープ1,2）を、2020年度対比で42%削減する目標を設定し、2024年度においてはグループ全体の排出量（スコープ1,2）につき2020年度排出量比で74%にあたる49千トン-CO₂を削減することができました。具体的な取り組みとして、太陽光発電の導入、各種省エネ活動の推進、CO₂フリー電気の導入、再エネ電力証書の購入を行っています。スコープ3についてはその85%を超えるカテゴリー1（購入した製品・サービスに由来するGHG）につき、2022年度より主要サプライヤーの協力を得てデータ収集を進め、スコープ3全体の低減を進めています。今後も温室効果ガスの排出削減につき一層取り組んでまいります。

気候変動への取り組み当社ウェブサイト：<https://www.misumi.co.jp/esg/environment/climate>

●人権の尊重

当社グループは人権の尊重をすべての活動の基本原則と考え、ミスミグループ人権方針（以下「人権方針」）を定め、常に国際社会と協調した経営や行動に努めています。人権方針では当社グループが重点的に取り組むべき人権課題を特定し、以下のとおり適切な対応を進めています。

- ・個人の基本的な人権、個性および多様性を尊重し、人種・国籍・性別・宗教・信条・出生・年齢・性的指向・身体的特徴・心身の障害などによる差別や嫌がらせを禁止しています。
- ・個人としての尊厳を不当に傷つける各種のハラスメント（セクシュアルハラスメント・パワーハラスメント・モラルハラスメントなど）を禁止しています。また、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）に対しても、従業員を守るための体制を整え、適切に対応しています。
- ・バックグラウンド・スキル・性別・国籍などの多様性の確保と機会均等を重視した人材の採用・育成・登用・処遇を行っています。
- ・安全衛生関連の法令・基準を遵守し、安全で働きやすい職場環境の維持に努めています。
- ・社員の心身の健康を重視し、長時間労働を防止しています。
- ・結社の自由などの社員の労働者としての権利を尊重しています。
- ・一切の児童労働・強制労働を行いません。

当社グループは人権方針を当社グループのすべての役員・社員に適用します。さらに、サプライヤーの皆さまなどのビジネスパートナーに対しても、本方針を理解・支持いただくことを期待し、尊重されるよう働きかけています。

加えて、実行のデューデリジェンスとして、当社グループ内だけでなく、ビジネスパートナーを含めて人権リスクを評価・特定し、リスクを防止・軽減する対策を実施しています。

コミュニケーションとしては、当社グループの全社員への教育・周知徹底、ステークホルダーへの適切な情報開示・対話を行っています。

人権方針の詳細：(<https://www.misumi.co.jp/esg/social/humanrights>)

● サプライチェーンマネジメント

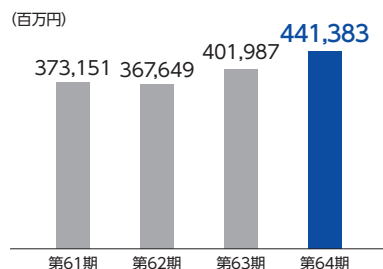
当社グループは「サステナブル調達ガイドライン」を策定し運用することで、サプライチェーン全体における人権尊重、安全衛生の推進、および適切な管理体制の構築を徹底しています。主要なサプライヤーには本ガイドラインへの合意を促すとともに、定期的な実態調査を実施しています。さらに、環境活動においては、温室効果ガス（GHG）排出量削減に向けたエネルギー使用データの共有や排出量算出の協力、および脱炭素施策の紹介を通じ、サプライヤーとの協調的な取り組みを強化しています。これらの活動を拡大することで、サプライチェーン全体での持続可能な調達活動の向上を目指しています。

今後もサプライチェーン全体を視野に入れ、リスクと機会を定量的に把握し、実効性のある対応策の立案・実行を進めていきます。

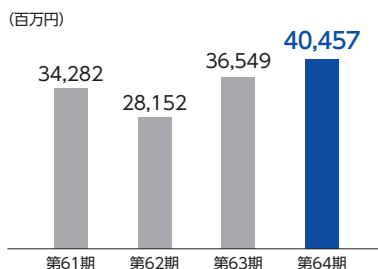
(4) 財産および損益の状況の推移

区 分	期 別	第61期 (2023年3月期)	第62期 (2024年3月期)	第63期 (2025年3月期)	第64期 (2026年3月期)
売 上 高 (百万円)		373,151	367,649	401,987	441,383
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)		34,282	28,152	36,549	40,457
1株当たり当期純利益 (円)		120.53	99.75	131.95	149.30
総 資 産 (百万円)		378,458	413,517	419,574	464,969
純 資 産 (百万円)		314,224	347,679	352,064	382,509

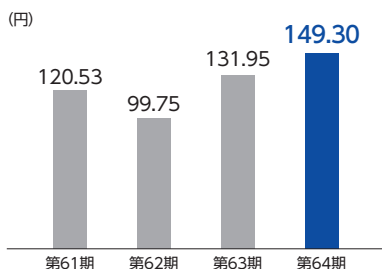
売上高



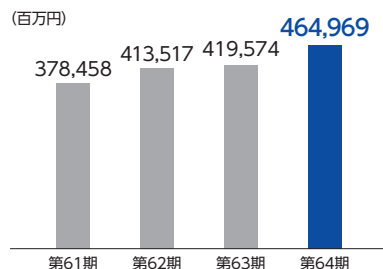
親会社株主に帰属する当期純利益



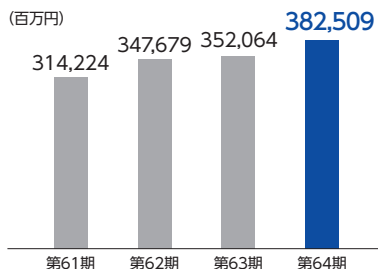
1株当たり当期純利益



総資産



純資産



(5) 主要な事業内容

F Aなどの自動機の標準部品を主に扱うF A事業、自動車や電子・電気機器などの金型部品を主に扱う金型部品事業、流通事業として、ミスミブランド以外の他社商品も含めた製造・自動化関連設備部品、M R O（消耗品）等の間接材を販売するV O N A事業で構成されております。

(6) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社ミスミ	百万円 850	100.0%	F A事業 金型部品事業 VONA事業
駿河精機株式会社	百万円 100	100.0%	F A事業
株式会社駿河生産プラットフォーム	百万円 491	100.0%	F A事業 金型部品事業 VONA事業
ミスミ(中国)精密機械貿易有限公司	千RMB 587,328	100.0% (100.0%)	VONA事業
SURUGA SEIKI (NANTONG) CO., LTD.	千RMB 624,769	100.0% (100.0%)	F A事業
MISUMI KOREA CORP.	千KRW 700,000	100.0%	F A事業 金型部品事業 VONA事業
SAIGON PRECISION CO., LTD.	千US\$ 95,200	100.0% (100.0%)	F A事業 金型部品事業
MISUMI (THAILAND) CO., LTD.	千THB 118,805	100.0% (100.0%)	F A事業 金型部品事業 VONA事業
MISUMI USA, INC.	千US\$ 4,900	100.0% (100.0%)	F A事業 金型部品事業 VONA事業
Dayton Progress Corporation	千US\$ 348	100.0% (100.0%)	金型部品事業
Fictiv Inc.	-	100.0% (100.0%)	F A事業
MISUMI Europa GmbH	千EUR 6,500	100.0% (100.0%)	F A事業 金型部品事業 VONA事業
Dayton Progress-Perfuradores Lda	千EUR 400	100.0% (100.0%)	金型部品事業

(注) 1. 上記を含め、連結子会社数は60社、持分法適用会社数は3社であります。

2. 「当社の出資比率」の欄の(内書)は間接所有であります。

② 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な営業所および事業所

会 社 名	所 在 地
当社（本社）	東京都千代田区
株式会社ミスミ	東京都千代田区
駿河精機株式会社	静岡県静岡市
株式会社駿河生産プラットフォーム	静岡県静岡市
ミスミ(中国)精密機械貿易有限公司	中国 上海
SURUGA SEIKI (NANTONG) CO., LTD.	中国 南通
MISUMI KOREA CORP.	韓国 ソウル
SAIGON PRECISION CO., LTD.	ベトナム ホーチミン
MISUMI (THAILAND) CO., LTD.	タイ ラヨン
MISUMI USA, INC.	米国 イリノイ
Dayton Progress Corporation	米国 オハイオ
Fictiv Inc.	米国 カリフォルニア
MISUMI Europa GmbH	ドイツ フランクフルト
Dayton Progress-Perfuradores Lda	ポルトガル アルコバサ

(8) 従業員の状況

従 業 員 数 (名)	前期末比増減数 (名)
11,304	240 増

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であります。
2. 派遣社員等の臨時従業員数を含む 2026年3月末時点の人員数は12,113名であります。

(9) 主要な借入先

金融機関からの借入金はありません。

なお、取引金融機関とコミットメントライン契約（融資限度額700億円）を締結しております。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 1,020,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 264,933,073株 (自己株式20,288,824株を除く)
 (3) 株 主 数 7,891名
 (4) 大 株 主 (上位10名)

株 主 名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	54,695	20.6
株式会社日本カストディ銀行	28,725	10.8
BNYM AS AGT/CLTS NON TREATY JASDEC	16,827	6.4
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	8,226	3.1
CEP LUX-ORBIS SICAV	6,145	2.3
JP MORGAN CHASE BANK 385781	6,098	2.3
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	6,000	2.3
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044	4,500	1.7
RBC IST 15 PCT NON LENDING ACCOUNT - CLIENT ACCOUNT	4,447	1.7
GOVERNMENT OF NORWAY	3,662	1.4

- (注) 1. 当社は、自己株式20,288千株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
 2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
 3. 持株比率のパーセントは、小数点第2位以下を四捨五入しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
 当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

	株式数	交付対象者数
取締役(社外取締役を除く)	216,700株	6名

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	西本甲介	人材・法務プラットフォーム・ハブ代表役員
代表取締役社長	大野龍隆	株式会社ミスミ 代表取締役社長
取締役	清水新	専務執行役員C I O 兼 NEWTONモデル開発・ハブ代表執行役員
取締役	金谷知樹	専務執行役員
取締役	清水重貴	専務執行役員
取締役	徐少淳	常務執行役員 株式会社ミスミ 中国リージョン・ハブ 代表役員 兼 アジアリージョン・ハブ 代表役員
取締役	中野庸一	筆頭社外取締役 兼 指名・報酬委員会委員長 株式会社中庸 代表取締役社長
取締役	栖関智晴	株式会社キッツ 社外取締役
取締役	矢野圭子	
取締役	Figen ULGEN	第一生命ホールディングス株式会社 執行役員
常勤監査役	男澤一郎	
常勤監査役	和田高明	株式会社駿河生産プラットフォーム 監査役 駿河精機株式会社 監査役
監査役	青野奈々子	株式会社G E N 代表取締役社長 日本製紙株式会社 社外監査役 株式会社明光ネットワークジャパン 社外取締役（監査等委員）
監査役	市川静代	京極運輸商事株式会社 社外監査役

- (注)1. 2026年4月1日付で西本甲介氏は取締役、大野龍隆氏は取締役兼取締役会議長に、清水新氏は代表取締役社長に異動しております。
2. 取締役中野庸一、栖関智晴、矢野圭子およびフィゲン・ウルゲンの各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 監査役青野奈々子および市川静代の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
4. 監査役市川静代氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役市川静代氏は、弁護士の資格を有しております。
6. 取締役中野庸一、栖関智晴、矢野圭子およびフィゲン・ウルゲンの各氏、ならびに、監査役青野奈々子および市川静代の各氏は、東京証券取引所が定める独立性基準および当社が定める独立性基準（17頁）を満たし、当社はその全員を、同取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

①取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)				支給対象となる 役員の数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬 (賞与)	非金銭報酬		
				ストック・ オプション	譲渡制限付株式	
取締役 (うち社外取締役)	981 (46)	331 (46)	226 (-)	23 (-)	399 (-)	10 (4)
監査役 (うち社外監査役)	70 (16)	70 (16)	- (-)	- (-)	- (-)	5 (3)
合計	1,051	402	226	23	399	15

(注) スtock・オプションに関しては、2023年6月15日開催の第61回定時株主総会において承認いただいた譲渡制限付株式報酬制度の導入に伴い制度を廃止したため、当連結会計年度において新たな付与を行っておりませんが、過年度の付与分につき当連結会計年度に費用計上した報酬等の額を記載しております。なお、企業会計基準に則り、業績連動型ストック・オプションは割当決議後36ヶ月に亘って按分して費用計上し、譲渡制限付株式は12ヶ月に亘って按分して費用計上しております。

②業績連動報酬等に関する事項

当社は、取締役に対して業績連動報酬等として賞与を支給しております。業績連動報酬等の額は、連結会計年度毎の会社業績への貢献意欲を高めるため、各連結会計年度の連結経常利益および配当額等を算定の基礎としており、これらを総合的に勘案の上、各取締役の報酬額を決定しております。当連結会計年度における業績指標の実績は、連結経常利益については連結損益計算書（42頁）に、配当額については参考書類第1号議案（8頁）に記載のとおりであります。

③非金銭報酬等の内容

2023年6月15日開催の第61回定時株主総会にて、取締役が株式保有を通じて株主との価値共有を高めることにより、企業価値の持続的向上を図るため、社外取締役を除く取締役（以下「対象取締役」といいます。）に対する譲渡制限付株式の発行をご承認いただいております。譲渡制限付株式の概要は、以下のとおりです。

譲渡制限付株式の概要

1. 譲渡制限付株式の割当て

当社は、対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として年額8億5千万円の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、当社の普通株式について発行または処分を受けるものといたします。なお、1株あたりの払込金額は、その発行または処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定するものといたします。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること、および下記3に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給するものといたします。

2. 譲渡制限付株式の総数

各事業年度において対象取締役に對して発行または処分する当社の普通株式の総数は50万株を上限といたします。

ただし、本議案の決議の日以降、当社の普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合、その他これらの場合に準じて譲渡制限付株式報酬として発行または処分される当社の普通株式の総数の調整を必要とする場合には、当該総数を合理的に調整するものといたします。

3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

上記による当社の普通株式の発行または処分に際し、当社取締役会決議に基づき、当社と対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものといたします。

(1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社、当社子会社または当社関連会社の役員または従業員のいずれの地位をも喪失する日までの間（以下「譲渡制限期間」という。）、当該対象取締役に割当てられた譲渡制限付株式（以下「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができないものといたします（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 譲渡制限の解除

当社は、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除するものといたします。

(3) マルス/クローバック条項

当社は、対象取締役に重大な不正・違反行為等が発生した場合、当該対象取締役の報酬（受益権含）を没収または返還請求する旨の条項を定めるものといたします。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の規定にかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除するものとしたします。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得するものとしたします。

(注) 当連結会計年度以前に付与したストック・オプションの概要については、第64回定時株主総会その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）の「事業報告 新株予約権等に関する事項」をご参照ください。

④取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の報酬の額は、2014年6月13日開催の第52回定時株主総会において年額11億円以内（うち社外取締役4千万円以内）と決議しております。（使用人兼務取締役の使用人としての職務に対する給与および譲渡制限付株式の付与のための報酬は含んでおりません。）当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち社外取締役1名）であります。なお、当該決議に関連して、2024年6月13日開催の第62回定時株主総会において、取締役の報酬総額は変更せず社外取締役の報酬を年額8千万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち社外取締役3名）であります。

また、当該報酬とは別枠で2023年6月15日開催の第61回定時株主総会において、社外取締役を除く取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬の額を年額8億5千万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち社外取締役3名）であります。

当社監査役の報酬等の額は、2024年6月13日開催の第62回定時株主総会において年額8千万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名であります。

⑤取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2023年5月18日の取締役会において取締役の個人別の報酬等に係る決定方針（以下「決定方針」という）を定めており、その内容は下記のとおりであります。

なお、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名・報酬委員会が決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行った上で合議により具体的な決定を行っているため、取締役会としても当該内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

1. 役員報酬の基本方針および構成

当社は取締役の報酬等の額に関して、過去の経験、市場水準とその貢献に照らして妥当な報酬を付与することを方針とする。具体的には、取締役の報酬は、定額の「基本報酬」と、会社業績等によって支給額が変動する「業績連動報酬」、長期インセンティブ報酬としての「譲渡制限付株式」の3つで構成する。なお、業務執行から独立した立場にある社外取締役は、その役割と独立性の観点から、基本報酬のみの支給とする。

(1) 基本報酬

基本報酬については、各取締役の役割と職位に応じて金額を決定し、市場水準等を勘案し、月例の固定報酬として支給する。

(2) 業績連動報酬（賞与）

業績連動報酬は、連結会計年度毎の会社業績への貢献意欲を高める目的で、各連結会計年度の連結経常利益および配当額等を総合的に勘案の上、各取締役の報酬額を決定し、賞与として毎年、一定の時期に支給する。

(3) 長期インセンティブ報酬（譲渡制限付株式）

長期インセンティブ報酬は、中長期的な業績および企業価値向上への貢献意欲を高める目的で譲渡制限付株式とする。譲渡制限付株式は、各取締役の個人評価に基づき付与数を決定した上で、毎年一定の時期に付与するものとし、その譲渡制限は、取締役が、当社、当社子会社または当社関連会社の役員または従業員のいずれの地位をも喪失することをもって解除するものとする。

ただし、譲渡制限付株式の付与に制約がある場合は、譲渡制限付株式の付与に代えて、金銭を支給することとする。

2. 基本報酬、業績連動報酬、長期インセンティブ報酬の額の割合

当社の取締役の報酬の構成割合は、当社の経営戦略・事業環境、職責および中長期的なインセンティブ等を踏まえ、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を参考に、適切に設定する。なお、業績連動報酬の額と長期インセンティブ報酬（譲渡制限付株式）の付与数は、業績および個人評価に応じて変動し、年度によっては全く支給しないこともあり得る。

3. 取締役の個人別の報酬等の決定方法

取締役の個人別の報酬その他報酬に関する事項については、代表取締役が報酬案を作成の上、社外取締役および代表取締役で構成される指名・報酬委員会（委員の過半数は社外取締役）にて、各委員の合議の上、決定することとする。なお、長期インセンティブ報酬（譲渡制限付株式）については、同様の手続きでの指名・報酬委員会における決定に加えて、取締役会で発行の決議を行う。

4. 役員報酬返還条項

取締役に重大な不正・違反行為等が発生した場合、当該役員の報酬（受益権含）を没収または返還請求する場合がある。

⑥取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度においては、個人別の報酬その他報酬に関する事項について、代表取締役社長大野龍隆氏が報酬案を作成の上、委員長である社外取締役中野庸一氏、社外取締役栖閑智晴氏、社外取締役矢野圭子氏、代表取締役会長西本甲介氏および代表取締役社長大野龍隆氏で構成される指名・報酬委員会にて、各委員の合議の上決定いたしました。個人別の報酬その他報酬に関する事項の決定権限を指名・報酬委員会に委任した理由は、報酬の決定についての透明性および説明責任を強化するためです。なお、長期インセンティブ報酬（譲渡制限付株式）については、発行の都度、指名・報酬委員会で付与数等を審議・決定の上、取締役会にて決議しております。

⑦役員報酬返還に関する事項

当社は、取締役に重大な不正・違反行為等が発生した場合、当該役員の報酬（受益権含）を没収または返還請求する旨（マルス/クローバック条項）を定めています。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

重要な兼職先と当社との間に、重要な取引関係等はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

氏名	主な活動状況
中野庸一 (社外取締役)	<ul style="list-style-type: none">・取締役会への出席状況および発言状況ならびに社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要 当事業年度開催の取締役会14回のうち14回に出席し、主に経営者としての豊富な経験と幅広い見地から議案・審議等につき積極的に意見を述べ助言を行っており、独立した立場から当社グループ経営を監督しております。 また、当事業年度開催の指名・報酬委員会7回のうち7回に委員長として出席し、客観的・中立的な立場から、取締役の評価・報酬の決定および選解任や代表取締役の後継者計画等についての審議を主導し、適切な監督を行っております。・取締役の意見により変更された事業方針 該当事項はありません。・当社の「不祥事等の内容」に関する対応の概要 該当事項はありません。
栖関智晴 (社外取締役)	<ul style="list-style-type: none">・取締役会への出席状況および発言状況ならびに社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要 当事業年度開催の取締役会14回のうち14回に出席し、主に経営者としての豊富な経験と幅広い見地から議案・審議等につき積極的に意見を述べ助言を行っており、独立した立場から当社グループ経営を監督しております。 また、当事業年度開催の指名・報酬委員会7回のうち7回に委員として出席し、客観的・中立的な立場から、取締役の評価・報酬の決定および選解任や代表取締役の後継者計画等についての審議に関与し、適切な監督を行っております。・取締役の意見により変更された事業方針 該当事項はありません。・当社の「不祥事等の内容」に関する対応の概要 該当事項はありません。

氏名	主な活動状況
矢野 圭子 (社外取締役)	<ul style="list-style-type: none"> ・取締役会への出席状況および発言状況ならびに社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要 <p style="margin-left: 20px;">当事業年度開催の取締役会14回のうち14回に出席し、主に経営者としての豊富な経験と幅広い見地から議案・審議等につき積極的に意見を述べ助言を行っており、独立した立場から当社グループ経営を監督しております。</p> <p style="margin-left: 20px;">また、当事業年度開催の指名・報酬委員会7回のうち7回に委員として出席し、客観的・中立的な立場から、取締役の評価・報酬の決定および選解任や代表取締役の後継者計画等についての審議に関与し、適切な監督を行っております。</p> ・取締役の意見により変更された事業方針 <p style="margin-left: 20px;">該当事項はありません。</p> ・当社の「不祥事等の内容」に関する対応の概要 <p style="margin-left: 20px;">該当事項はありません。</p>
Figen ULGEN (社外取締役)	<ul style="list-style-type: none"> ・取締役会への出席状況および発言状況ならびに社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要 <p style="margin-left: 20px;">2025年6月19日就任以後、当事業年度開催の取締役会11回のうち11回に出席し、主にデータおよびAI領域における豊富な経験と幅広い見地から議案・審議等につき積極的に意見を述べ助言を行っており、独立した立場から当社グループ経営を監督しております。</p> ・取締役の意見により変更された事業方針 <p style="margin-left: 20px;">該当事項はありません。</p> ・当社の「不祥事等の内容」に関する対応の概要 <p style="margin-left: 20px;">該当事項はありません。</p>
青野 奈々子 (社外監査役)	<ul style="list-style-type: none"> ・取締役会および監査役会への出席状況および発言状況 <p style="margin-left: 20px;">当事業年度開催の取締役会14回のうち14回に出席し、また、監査役会23回のうち23回に出席し、主に公認会計士としての専門的見地から議案・審議等につき適宜質問、助言を行っております。</p> ・監査役の意見により変更された事業方針 <p style="margin-left: 20px;">該当事項はありません。</p> ・当社の「不祥事等の内容」に関する対応の概要 <p style="margin-left: 20px;">該当事項はありません。</p>
市川 静代 (社外監査役)	<ul style="list-style-type: none"> ・取締役会および監査役会への出席状況および発言状況 <p style="margin-left: 20px;">2025年6月19日就任以後、当事業年度開催の取締役会11回のうち11回に出席し、また、監査役会18回のうち18回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から議案・審議等につき適宜質問、助言を行っております。</p> ・監査役の意見により変更された事業方針 <p style="margin-left: 20px;">該当事項はありません。</p> ・当社の「不祥事等の内容」に関する対応の概要 <p style="margin-left: 20px;">該当事項はありません。</p>

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款第29条第2項および同第39条第2項に、社外取締役および社外監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。

当該定款に基づき当社が社外取締役および社外監査役の全員と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

区 分	責任限定契約の内容の概要
社外取締役	当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、社外取締役の会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1千万円または法令が規定する金額のいずれか高い額としております。
社外監査役	当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、社外監査役の会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、5百万円または法令が規定する金額のいずれか高い額としております。

④ 当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金や争訟費用等（法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する訴訟を除く）を当該保険契約により填補することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社および会社法上の当社子会社の過去、現在または将来における取締役、監査役、執行役、会計参与、執行役員（適用される法域においてこれらに準ずる地位に対応すると解される個人を含みます。）ならびに管理監督および指揮命令を行う従業員（常勤、非常勤および季節的な従業員を含みます。）であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|--|--------|
| ① 公認会計士法第2条第1項の業務の報酬 | 100百万円 |
| (注) 1. 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬の額は、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬の額の合計であります。 | |
| 2. 上記報酬等について、監査役会は、会計監査人の監査計画の概要、会計監査人の職務遂行状況および報酬の見積りの算定根拠等を確認・検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき相当と判断し、会社法第399条第1項に基づく同意を行っております。 | |
| ② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 154百万円 |

なお、当社の重要な子会社（ミスミ(中国)精密機械貿易有限公司 等）は、当社の会計監査人と同一のネットワークファームに属する組織による監査を受けております。

(5) 非監査業務の内容

非監査業務の内容は、IFRS適用等に関するアドバイザリー業務です。

(6) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合、監査役全員の同意により、監査役会が会計監査人を解任いたします。また、当社は、上記のほか、会計監査人が継続してその職責を全うするうえで重要な疑義を抱く事象が発生した場合、監査役会が会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、これを株主総会に提出いたします。

5. 会社の体制および方針

(1) 職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社の取締役会は、会社法第362条第4項第6号ならびに会社法施行規則第100条第1項および第3項に基づき「内部統制システムの基本方針」の決議を行っており、その内容は以下のとおりであります。

- ① 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - ・取締役会、本社執行役員会等重要な会議における議事録を法令、規程に従い作成し、適切に保管する。
 - ・情報管理については、「情報セキュリティ基本方針」および「情報セキュリティガイドライン」に基づき、情報セキュリティに関する責任体制と対応を明確化し、情報セキュリティの維持・向上のための施策を継続的に実施する情報セキュリティおよび管理の体制を確立する。
 - ・企業秘密については、「秘密保持ルール」に基づき秘密性の程度に応じて定める基準に従い適切に管理する。
 - ・個人情報については、法令および「個人情報取り扱いルール」に基づき厳重に管理する。
 - ・株主・投資家に加えて、お客さま・仕入先などミスミグループ各社の関係者に対して、適時・適正な企業情報を開示する。
- ② 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・ミスミグループ本社およびその子会社（以下総称して「ミスミグループ」と呼ぶ）の法令遵守、環境、情報、輸出管理、自然災害等のリスクに対しては、各種規程・社内ルール・マニュアルを整備し、リスク管理体制を構築する。
 - ・全社リスク管理担当役員は、リスク・コンプライアンスに関連する組織を中心とした全社リスクマネジメント体制を構築し、ミスミグループのリスク管理を統括するとともに、リスク要因の分析と対策を実行する。
 - ・全社リスク管理に関連する部門は、ミスミグループの全組織におけるリスク管理が体系的かつ効果的に行われるよう必要な支援、調整および指示を行う。
 - ・各組織はその担当事業・機能に関するリスクの把握に努め、優先的に対応すべきリスクを選定したうえで、具体的な対応方針および対策を決定し、適切にリスク管理を実施する。
 - ・経営上の重大なリスクへの対応方針その他リスク管理の観点から重要な事項については、取締役会で十分な審議を行う。
 - ・ミスミグループに不測の事態が発生した場合は、対策本部を設置し迅速に対応するとともに、その経過を取締役に報告する。不測の事態への対応、BCPの策定、維持、実行においてはグローバルBCP推進室がその任に当たる。

- ③ 当社および当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・ ミスミグループの経営計画は最終的に取締役会で承認を行い、月次開催の本社執行役員会にてその進捗確認を行う。
 - ・ 進捗確認等により発見された重要事項は、取締役会または本社執行役員会等で討議する。
 - ・ 毎月の取締役会では、業績報告を行い、業績の監視と重要事項に対する助言および指導を行う。
- ④ 当社および当社子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- ・ ミスミグループの役職員は、ミスミグループ行動規範を遵守し、法令および定款に適合することを確保する。
 - ・ 職務権限規程等のミスミグループの意思決定ルールにより、職務の執行が適正に行われる体制をとる。
 - ・ 法令や規程・社内ルールに対する違反、および違反の疑いがある行為の早期発見のために、ミスミグループ全体を対象とした内部通報制度を設置し、通報者への不利益な取扱いの防止を保証する。
- ⑤ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告その他当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・ ミスミグループの役職員に対し、ミスミグループの志・使命・提供価値等を定めたミスミ・バリューズおよびミスミグループ行動規範を周知・浸透させる。
 - ・ ミスミグループ本社は、各子会社の業績および業務の執行状況について、月1回、子会社に報告させる。
 - ・ ミスミグループ本社は、本社執行役員会で各子会社における業績報告や経営計画の進捗確認を行うことで、各子会社の業務の適正性を確保する。
 - ・ ミスミグループの海外子会社の取締役には、法人代表・執行責任者および当該法人の執行業務・事業に監督・助言ができる者を任命し、監査役にはミスミグループ本社の内部統制に関する部門の代表者を任命する。
 - ・ 内部監査部門は、各子会社に対して定期的に業務監査を実施する。
 - ・ 反社会的勢力に対して、ミスミグループ行動規範でその関係断絶を定め、ミスミグループ全体として毅然とした態度で臨み対応する。
- ⑥ 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項
- ・ 監査役は監査役補助者の任命を自由に行えるものとし、監査役補助者の人事異動、評価等については、監査役が関与する。
 - ・ 監査役補助者は、監査役の職務を補助するに際しては、監査役の指示に従って業務を遂行する。

⑦ 当社の監査役への報告に関する体制

- ・ 監査役は取締役会、本社執行役員会等の重要な会議に出席し、取締役および使用人は、ミスミグループに著しい影響を及ぼす事実が発生または発生する恐れがあるときは監査役に速やかに報告する。
- ・ ミスミグループの役職員は、監査役から業務執行に関する報告を求められたときは、これに応じて適切に報告を行う。
- ・ 監査役は会計監査人や内部監査部門と定期的に会合を持ち、意見および情報の交換を行い、会計監査人に対しては、必要に応じて報告を求める。
- ・ 内部通報制度の担当部署は、ミスミグループの内部通報の状況について定期的に監査役に報告する。
- ・ 監査役へ報告を行ったミスミグループの役職員への不利益な取扱いの防止を保証する。

⑧ 当社の監査役の職務の執行について生じる費用等の処理に係る方針に関する事項

- ・ 監査役の職務の執行について生じる費用等につき、毎年一定額の予算を設ける。また、その他監査役の職務の執行について必要な費用については、監査役からの請求により速やかに前払いまたは費用精算を行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、「内部統制システムの基本方針」の当事業年度の運用状況について評価を行い、内部統制システムは適正に運用されており、有効に機能していることを確認しました。

当事業年度における、内部統制システムに関する主な取り組みは、以下のとおりであります。

- ・ 当社では、情報セキュリティ、情報システム、企業秘密および個人情報の管理に関する社内規程を整備し、かかる社内規定に基づき主管部門が適切な対応策を実施しています。
- ・ 当社グループの主要部門・拠点において事業遂行・情報・財務・人事労務・法務等の総合的なリスク評価を定期的実施し、その結果を取締役に報告しています。当事業年度においては、2026年1月にリスク評価を行い、2026年3月の取締役会に報告しました。
- ・ 重要なリスクに対しては、主管部門を明確にし、対応策を実施しています。重要なリスクへの対応の一つとして、災害等の発生時や地政学リスクに備えた事業継続計画（BCP）を策定し対応準備を図っています。
- ・ 当社は、取締役会を14回開催しました。取締役会および本社執行役員会は、グループとしての重要な意思決定を行うとともに、ビジネス・ハブ、リージョン・ハブ、プラットフォーム・ハブ、モデル開発・ハブの各組織、および子会社の執行状況の確認・監督指導等の役割機能を適切に果たしています。
- ・ 当社グループの重要拠点において、コンプライアンス研修や法務研修を実施し、それらの研修を通じてミスミグループ行動規範や法令遵守の周知徹底を図っています。
- ・ 当社グループ全体を対象とした内部通報制度を設置し、適切に運用しています。
- ・ 内部監査室は、監査計画を作成するにあたり、1年に1回国内外子会社のリスク評価を実施し、その結果を取締役に報告しています。その監査計画に基づき国内外子会社の業務監査を行い、内部統制システムの整備・運用状況を把握・モニタリングし、発見された課題に対する改善の進捗状況を定期的に確認しています。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	295,654	流動負債	65,180
現金及び預金	112,941	支払手形及び買掛金	29,852
受取手形及び売掛金	98,520	リース債務	2,466
商品及び製品	60,171	未払金	8,653
仕掛品	3,094	未払法人税等	4,867
原材料及び貯蔵品	10,172	賞与引当金	6,333
未収還付法人税等	2,164	役員賞与引当金	226
その他	9,751	その他	12,779
貸倒引当金	△1,161	固定負債	17,279
		リース債務	6,300
		繰延税金負債	1,708
		退職給付に係る負債	7,362
		事業整理損失引当金	68
		その他	1,839
固定資産	169,314	負債合計	82,460
有形固定資産	56,638	(純資産の部)	
建物及び構築物	23,005	株主資本	309,738
機械装置及び運搬具	16,133	資本金	14,727
土地	4,323	資本剰余金	24,721
使用権資産	7,390	利益剰余金	322,681
建設仮勘定	2,037	自己株式	△52,392
その他	3,748	その他の包括利益累計額	70,094
無形固定資産	90,370	その他有価証券評価差額金	118
ソフトウェア	28,143	為替換算調整勘定	69,647
のれん	43,962	退職給付に係る調整累計額	328
その他	18,264	新株予約権	1,293
投資その他の資産	22,306	非支配株主持分	1,383
投資有価証券	5,552	純資産合計	382,509
繰延税金資産	10,800	負債・純資産合計	464,969
その他	6,292		
貸倒引当金	△339		
資産合計	464,969		

連結損益計算書 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		441,383
売上原価		235,367
売上総利益		206,015
販売費及び一般管理費		158,402
営業利益		47,613
営業外収益		
受取利息	1,857	
持分法による投資利益	36	
雑収入	724	2,618
営業外費用		
支払利息	184	
為替差損	568	
固定資産除却損	118	
支払手数料	133	
雑損失	130	1,135
経常利益		49,095
特別損失		
減損損失	597	597
税金等調整前当期純利益		48,498
法人税、住民税及び事業税	12,603	
法人税等調整額	△4,730	7,873
当期純利益		40,625
非支配株主に帰属する当期純利益		167
親会社株主に帰属する当期純利益		40,457

連結株主資本等変動計算書 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2025年4月1日残高	14,483	24,585	293,546	△28,352	304,263
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	243	243	—	—	487
剰余金の配当	—	—	△11,322	—	△11,322
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	40,457	—	40,457
自己株式の取得	—	—	—	△25,000	△25,000
自己株式の処分	—	△107	—	959	851
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—
連結会計年度中の変動額合計	243	135	29,135	△24,040	5,474
2026年3月31日残高	14,727	24,721	322,681	△52,392	309,738

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				新株 予約権	非支配 株主持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る調 整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
2025年4月1日残高	△51	44,858	212	45,020	1,663	1,116	352,064
連結会計年度中の変動額							
新株の発行	—	—	—	—	—	—	487
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	△11,322
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	—	—	—	40,457
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	△25,000
自己株式の処分	—	—	—	—	—	—	851
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	169	24,789	115	25,073	△370	266	24,970
連結会計年度中の変動額合計	169	24,789	115	25,073	△370	266	30,444
2026年3月31日残高	118	69,647	328	70,094	1,293	1,383	382,509

計算書類

貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	137,135	流動負債	88,673
現金及び預金	24,990	未払金	2,401
未収入金	2,688	関係会社預り金	84,229
関係会社預け金	67,109	未払法人税等	526
関係会社短期貸付金	40,769	賞与引当金	850
その他	1,576	役員賞与引当金	226
		その他	438
		固定負債	1,125
		退職給付引当金	1,105
		その他	20
		負債合計	89,799
固定資産	39,863	(純資産の部)	
投資その他の資産	39,863	株主資本	85,788
投資有価証券	5,546	資本金	14,727
関係会社株式	32,320	資本剰余金	21,621
繰延税金資産	1,508	資本準備金	21,425
その他	488	その他資本剰余金	195
		利益剰余金	101,833
		利益準備金	402
		その他利益剰余金	101,430
		別途積立金	27,400
		繰越利益剰余金	74,030
		自己株式	△52,394
		評価・換算差額等	118
		その他有価証券評価差額金	118
		新株予約権	1,293
		純資産合計	87,199
資産合計	176,998	負債・純資産合計	176,998

損益計算書 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
営業収益		58,271
営業費用		15,412
営業利益		42,859
営業外収益		
受取利息	3,204	
受取手数料	208	
雑収入	64	3,478
営業外費用		
支払利息	2,378	
雑損失	236	2,614
経常利益		43,723
税引前当期純利益		43,723
法人税、住民税及び事業税	683	
法人税等調整額	△158	525
当期純利益		43,197

株主資本等変動計算書 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金		
2025年4月1日残高	14,483	21,182	303	21,485	402	27,400	42,155	69,957
事業年度中の変動額								
新株の発行	243	243	—	243	—	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	△11,322	△11,322
当期純利益	—	—	—	—	—	—	43,197	43,197
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	—
自己株式の処分	—	—	△107	△107	—	—	—	—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	243	243	△107	135	—	—	31,875	31,875
2026年3月31日残高	14,727	21,425	195	21,621	402	27,400	74,030	101,833

	株 主 資 本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
2025年4月1日残高	△28,354	77,573	△51	△51	1,663	79,186
事業年度中の変動額						
新株の発行	—	487	—	—	—	487
剰余金の配当	—	△11,322	—	—	—	△11,322
当期純利益	—	43,197	—	—	—	43,197
自己株式の取得	△25,000	△25,000	—	—	—	△25,000
自己株式の処分	959	851	—	—	—	851
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	—	—	169	169	△370	△201
事業年度中の変動額合計	△24,040	8,214	169	169	△370	8,013
2026年3月31日残高	△52,394	85,788	118	118	1,293	87,199

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月18日

株式会社 ミスミグループ本社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉原 一 貴

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 増田 洋 平

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ミスミグループ本社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ミスミグループ本社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月18日

株式会社 ミスミグループ本社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉原 一 貴

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 増田 洋 平

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ミスミグループ本社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第64期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第64期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議した結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役や使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて各社の取締役及び使用人等から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会で定めた内部統制システムに係る監査の実施基準に基づき、取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について説明を求め、また内部監査部門より定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人から監査計画、期中監査結果、期末監査結果ほか、その職務の執行状況について適宜報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。また、監査上の主要な検討事項（KAM）については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月19日

株式会社ミスミグループ本社 監査役会

常勤監査役	男	澤 一 郎	㊟
常勤監査役		和 田 高 明	㊟
社外監査役		青 野 奈々子	㊟
社外監査役		市 川 静 代	㊟

以上

定時株主総会会場ご案内図

会場

東京都千代田区九段南1丁目6番5号
ミスミグループ本社（九段会館テラス14階）
※会場受付は1階にご用意しております。
TEL 03-6777-7800 代表

交通

東京メトロ 九段下駅（半蔵門線・東西線）4番出口より徒歩1分
都営地下鉄 九段下駅（新宿線）4番出口より徒歩1分



※駐車場のご用意がございませんので、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。